(3)　既に法附則第五十三条の二第三項（平成二十八年改正法附則第十四条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車

(4)　既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5)　既に法附則第五十六条の三第二項（平成二十八年改正法附則第二十条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第二項に規定する代替軽自動車

(6)　既に法附則第五十六条の三第三項（平成二十八年改正法附則第二十条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十六条の三第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7)　既に平成二十八年改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「二十九年旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8)　既に二十九年旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた二十九年旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(9)　既に二十九年旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた二十九年旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

(10)　既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11)　平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

ニ　イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十六条の三第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二　道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三　前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四　政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2　政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十六条の三第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十六条の三第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十六条の三第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ　法附則第五十六条の三第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ　当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)　既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2)　既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(3)　既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(4)　既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5)　既に法附則第五十六条の三第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6)　既に法附則第五十六条の三第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7)　既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8)　既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9)　既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11)　平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

ニ　当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十六条の三第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ　当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十六条の三第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日